

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会

鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所 重要事項説明書

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業 鶴岡市訪問介護相当サービス

当事業所は利用者に対して鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業における鶴岡市訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会
事業者の所在地	鶴岡市山王町13-36
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会長 山木 知也
電話番号	0235-26-7815

2. 事業所の概要

事業所の名称	鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所
事業所の所在地	鶴岡市西新斎町14番26号
管理者名	所長 佐藤 ひさ子
電話番号	0235-64-0301
指定事業所番号	0670701614
通常の事業の実施地域	鶴岡市全域
出張所の名称	鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所なえづサテライト 鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所とようらサテライト 鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所ふれあいサテライト 鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所おおやまサテライト 鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所くしびきサテライト 鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所あつみサテライト
出張所の所在地	(なえづ) 鶴岡市ほなみ町3番1号 (とようら) 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号 (ふれあい) 鶴岡市西新斎町14番26号 (おおやま) 鶴岡市大山三丁目34番1号 (くしびき) 鶴岡市上山添字成田21番地9 (あつみ) 鶴岡市湯温海字湯之尻521番地12

出張所の電話番号	※ご利用の出張所へご連絡ください。 ただし、あつみ出張所ご利用の方はとようら主張所へご連絡ください。 (なえづ) 25-9265 (とようら) 38-8155 (ふれあい) 64-0315 (おおやま) 38-0255 (くしびき) 57-5080
----------	--

3. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要支援状態等の利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。
運営方針	利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法及びこの契約の定めに基づき、鶴岡市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図りながら、利用者が要支援状態になる事の予防、要支援状態の維持若しくは改善、又は要介護状態となる事の予防のため適切なサービスの提供に努めます。

4. 職員の職種、職務の内容及び員数

職 種	職 務 の 内 容	員 数		
		介護福祉士	2級ヘルパー	初任者研修修了者
管理者兼サービス提供責任者	事業所と職員及び業務の管理を行う。	1		
サービス提供責任者	サービス利用の申し込みの調整、職員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。	14		
常勤介護員	訪問介護計画に基づき、サービスの提供を行う。	10	1	2
非常勤介護員		21	11	5
合 計		46	12	7

5. 営業日及び営業時間、サービス提供時間

営 業 日	日曜日から土曜日までの毎日 ただし、祝日と年末年始(12月31日～1月2日)を除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	365日・24時間(くしびき・あつみ以外) 365日・午前7時から午後9時まで(くしびき・あつみ)

6. サービス提供内容と利用料金

(1) サービス提供内容

身体介護に関する内容（食事、入浴介助、清拭、排せつ、着替え、洗面、通院、外出等の介助等）、生活援助に関する内容（調理、清掃、洗濯、ベッドメイク、衣類の補修、買い物、薬の受け取り等）等、利用者に必要な日常生活上の支援を行います。

(2) 利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、鶴岡市が定める事業支給費の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとします。

ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

①基本料金 介護負担割合証に記載の割合に応じた額が利用者負担となります。

<<身体介護を含む>>

認定区分	利 用 回 数	算定単位	料 金
事業対象者 要支援1・2		1回につき	2, 870円
事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 ※注	1月につき	11, 760円
	週2回程度の利用 ※注	1月につき	23, 490円
事業対象者 要支援2	週2回を超える程度の利用 ※注	1月につき	37, 270円

※注 ケアマネジメント上必要と判断された場合には、月額での利用料金となります。

<<生活援助のみ>>

認定区分	利 用 回 数	算定単位	料 金
事業対象者 要支援1・2		1回につき	2, 200円

単身世帯の方、同居家族等が家事を行うことが困難である方が対象です。

②各種加算 介護負担割合証に記載の割合に応じた額が利用者負担となります。

加算の種類	加算の要件	料 金
初 回 加 算	新しく訪問介護計画を作成した利用者に対して、以下のいずれかの対応を行った場合に加算されます。 ・初回の訪問介護をサービス提供責任者が実施した場合 ・初回の訪問介護を実施した月のうちに、サービス提供責任者が訪問介護を実施、あるいは他の訪問介護員に同行した場合 ・初回の訪問介護を、他の訪問介護員と一緒にサービス提供責任者が実施した場合 ・過去2月間に当事業所から訪問介護の提供を受けていない場合で、新しく訪問介護計画を作成した場合	2,000円 (1月に1回まで)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※1)	介護職員の処遇改善を行っている事業所として加算要件を満たしている場合に算定できる加算であり、当事業所は要件を満たしています。	基本料金に各種加算を加えた金額の13.7%(1月につき)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(※2)		基本料金に各種加算を加えた金額の6.3%(1月につき)
介護職員等ベースアップ等支援加算(※3)		基本料金に各種加算を加えた金額の2.4%(1月につき)

制度改正により、(※1)～(※3)の加算につきましては令和6年5月31日までの取扱いとなり、令和6年6月1日からは次の取扱いに変更となります。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善を行っている事業所として加算要件を満たしている場合に算定できる加算であり、当事業所は要件を満たしています。	基本料金に各種加算を加えた金額の24.5%(1月につき)
----------------	--	------------------------------

7. 緊急時における対応方法

事業所は、サービス提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等並びに利用者家族等関係者への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8. 事故発生への対応

- (1) 事業所は、利用者に対する鶴岡市訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族や都道府県・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、事故発生要因を分析し、再び事故が起きないための対策を講じます。

- (3)事業所は、鶴岡市訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 人権擁護について

事業所は、利用者の人権の擁護のため、次の措置を講じます。

- ①個別支援計画の作成など適切な支援を実施します。
- ②職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ③苦情解決体制の整備をします。
- ④研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

10. 虐待防止について

- (1)職員は、利用者に対して、虐待をしません。
- (2)事業所は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ②職員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
 - ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (3)前項に掲げる措置の実施について必要な事項は別に定めます。

11. 事業継続計画の策定等について

- (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2)事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3)事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等について

- (1)事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2)事業所は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - ①感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ②感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13. ハラスメント対策の強化について

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者又は利用者家族等による職員への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、事業所が利用者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があるため、それについての説明を利用者又は利用者家族等に行うとともに、対策の整備等必要な措置を講じます。

14. 苦情等の対応について

(1) 苦情等の受付

当施設 受付相談窓口	・受付担当者 係長 佐藤 志津 ・苦情解決責任者 所長 佐藤 ひさ子 ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ・電話番号 0235-64-0301 ・FAX 0235-29-1781 ・受付方法 電話・面接等 ・担当者が不在の場合は、事業所、又はサテライトまでお申し出ください。 ・当法人には、苦情解決第三者委員もおりますので、いつでもご相談を受け付けることができます。
---------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市役所 長寿介護課	所在地 鶴岡市馬場町9番25号 電話番号 0235-25-2111
山形県庄内総合支庁 地域保健福祉課	所在地 三川町大字横山字袖東19-1 電話番号 0235-66-2111
山形県国民健康保険団体連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006
山形県福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人山形県社会福祉協議会)	所在地 山形市小白川町二丁目3番31号 電話番号 023-626-1755

15. 第三者による評価の実施状況について

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
(2) なし		

16. 個人情報の保護・個人情報取扱業務概要

(1) 個人情報の保護

利用者及び利用者家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた対応を行います。ただし、サービス提供を行う上で、他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者及び利用者家族の同意に基づき情報提供を行います。

(2) 個人情報取扱業務概要

個人情報の利用目的	介護予防・日常生活支援総合事業（以下「本事業」という。）を適正かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者の介護保険サービス及びその他福祉保健サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。
個人情報の種類 （本事業に関わって取得・利用する個人情報）	(1) サービス利用に関わる情報提供書 (2) 介護予防サービス支援計画 (3) 個別支援計画 (4) 要支援・要介護認定に関わる情報 (5) 利用者本人の身体状況に関わる情報 (6) その他利用に関わる記録
個人情報の利用・提供方法	上記の情報は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、データ入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1) 内部での利用 ・ 個別支援計画作成 ・ サービス調整等 (2) 外部への提供 ・ サービスの種類及び内容を調整するために、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び担当者会議に個別支援計画や必要に応じ利用に関わる記録を提出する。 ・ サービスの実施を効果的にすすめるために、本事業利用者にサービスを提供する事業者へ個別支援計画や必要に応じ利用に関わる記録を提供する。 ・ 介護保険給付請求のために、山形県国民保健連合会に介護給付費請求書等を提出する。
その他	・ 職員は業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を保持する。 ・ 職員であった者は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
個人情報保護担当者	係長 佐藤 志津

私は、本書面により、事業所から利用サービスの重要事項の説明を受け、同意しました。
また、私自身及び家族の個人情報については、「16. 個人情報の保護・個人情報取扱業務概要」のとおり、最小限の範囲において使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との関係（ ）

事業所住所 鶴岡市西新斎町14番26号
電話 0235-64-0301

事業所名 鶴岡市社会福祉協議会 訪問介護事業所

所 長 佐 藤 ひ さ 子 印